

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月28日(月)14時05分～15時40分

2. 開催場所 向島公民館2階 大研修室

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二					
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清			
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番	吉原 正紀	
	5番	松森 智	6番	安井 常人	7番	上峠 数博	
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番	中司 睦枝	
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番	原 弘子	
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登	17番	八津川 和司	
	18番	檜原 生夫					

4. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数17人)

江良 宗人	中司 邦弘	笠井 博志	—————	杉谷 智章		
上 清五郎	石本 徳栄	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良	
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉	

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第5条の許可事業計画変更申請について
議案第35号 非農地証明申請について
議案第36号 尾道市空き家バンクに付随する農地指定について
議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)
審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について
審議事項(3) 尾道市農地利用最適化推進委員の選任について

第3 議案(報告事項)

報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について
報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理の取消しについて
報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第35号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

第4 その他
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志
事務局職員 宮崎 伸昭 高橋 知佐子 中島幸恵 小田 充彦

7. 農林水産課職員

職員 泉 唯

8. 会議の概要

会 長 あいさつ（省略）

議 長 本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、欠席委員は0名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。

議事録署名は6番・安井常人委員、7番・上峠数博委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員は、17名中、出席委員は16名です。

議 長 それでは、これから申請に基づく議題に入ります。
議案書の方をご覧ください。
議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

（議案第31号、55番から63番までを議案書をもとに説明）

申請番号55番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は、吉和西元町の1筆、現況地目は畑、面積は247㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は2,686.50㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。

申請番号56番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は栗原町の1筆、現況地目は畑、面積は224㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は1,953㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。

申請番号55番、56番については、6月3日、山田委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号57番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は、百島町の1筆、現況地目は畑、面積は454㎡です。
譲渡理由は労力不足による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は657㎡ですが、今回の譲受面積が454㎡であり、合計で1,111㎡となり、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、6月4日、高橋委員、壇上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号58番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は、向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計704㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は相手方の要望です。
譲受人の経営面積は459㎡ですが、今回の譲受面積が704㎡であり、合計で1,163㎡となり、下限面積の1,000㎡を充たします。

申請番号59番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は、向島町立花の2筆、現況地目は畑、面積は合計690㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は1,235.58㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。
申請番号58番・59番の申請については、6月4日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号60番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町高根の5筆、現況地目は畑、面積は合計2,420㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小のため、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は24,856㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。

この申請については、6月9日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号61番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町垂水の2筆、現況地目は畑、面積は合計3,322㎡です。
譲渡理由は後継者がいないため、譲受理由は使用貸借していた農地を自己所有するためです。
譲受人の経営面積は2,264㎡ですが、今回の譲受面積が3,322㎡であり、合計で5,586㎡となり、下限面積の3,000㎡を充たしています。

申請番号62番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町垂水の4筆、現況地目は畑、面積は合計5,446㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は4,773㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。
申請番号61番及び62番については、6月9日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号63番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町宮原の1筆、現況地目は畑、面積は159㎡です。
譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は3,556.56㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。
この申請については、6月9日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号55番から63番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号55番から63番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案32号、9番を議案書をもとに説明)

申請番号9番、所在は、瀬戸田町高根の1筆、地目は畑、農振農用地区域内、2,801㎡のうち0.26㎡の一時転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、昭和45年から54年にかけて農地保全整備事業を行っており、農地区分は、第1種農地と考えられます。
転用目的は、営農型太陽光発電設備で太陽光パネル208枚、発電量44kwが計画されています。

本件は、平成30年7月20日付けで許可を受けた、一時転用の更新にあたり、引き続き3年間の一時転用を行いたいというものです。

転用面積の0.26㎡は、設備の支柱59本の合計面積です。

パネル設置面積は643.43㎡で、パネル下部では、柑橘はるかが栽培されており、継続して営農を行うものです。

本件の耕作物であるはるかは、育成に5年程度要し、現在、植栽4年目の育成途上で、まだ収穫には至っていませんが、植栽状況及び肥培管理の状況は適正に行われており、来年以降には収穫が見込まれております。

この申請については、6月9日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で耕作者立会いのもと、現地調査を行い、適正な申請であることを確認しております。

なお、本件は、営農型太陽光発電設備による一時転用の更新案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号9番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、本件は、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長

次に、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第33号、79番から96番までを議案書をもとに説明)

申請番号79番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、原田町梶山田の1筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、922㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます。)

転用目的は、資材置場用地で、鉄筋資材、駐車場3区画、簡易休憩所が計画されています。

譲受人は、三原市に本店を置く、土木業を営む法人であり、申請地を買い受けて、資材置場などとして利用したいというものです。

この申請については、6月3日、金藤委員、上埜委員と事務局職員で、現地調査を行い、問題ないものと確認しております。

申請番号80番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。

所在は、浦崎町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、132㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、進入路で、住宅への進入路が計画されています。

譲受人は、隣接地に居住しており、申請地を取得して、自宅までの進入路として利用したいというものです。

申請番号81番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。
所在は、百島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、176㎡の転用計画です。
申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、駐車場用地で、駐車場4区画が計画されています。
譲受人は、隣接地に居住していますが、駐車場が不足していることから、隣接宅地と一体利用する申請地を取得して、駐車場として利用したいというものです。

申請番号82番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、百島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、671㎡の転用計画です。
申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、資材置場用地で、おがくず及び廃菌床置場が計画されています。
譲受人は、東京都に本店を置く、医療器械の販売及びリース業を営む法人で、関連事業として百島内でキノコ栽培も行っており、申請地を買い受けて、おがくず置場などとして利用したいというものです。
80番～82番の申請については、6月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、問題ないものと確認しております。

申請番号83番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、西藤町の1筆、地目は宅地、農振農用地区域外、347㎡の転用計画です。
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、駐車場用地で、駐車場16区画が計画されています。
譲受人は、隣接地で自動車販売業を営む法人であり、駐車場が不足しているところから、申請地を買い受けて、従業員駐車場や社用車の保管場所として利用したいというものです。
なお、申請地には一部、建築物があるため、申請に際しては顛末書が添付されております。
この申請については、5月7日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用についてはやむを得ないものと考えます。

申請番号84番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、御調町今田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、1,143㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル300枚、発電量49.5Kwが計画されています。
譲受人は、広島市に本店を置く、太陽光などの自然エネルギーによる発電事業及び電気の供給・販売業を営む法人であり、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。
本件は、経済産業省による固定価格買取制度、いわゆるFIT制度の対象外の事業であり、設備設置業者のグループ会社が、転用事業者から電力を買い取り、その後、買い取った電力を電気及びガス会社や個人に卸すというものです。
なお、申請に際し、転用事業者と、電力を買い取るグループ会社との間で締結された、「発電電力の売買に関する契約書」を確認しております。
この申請については、6月7日、土山委員、上推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、問題ないものと確認しております。

申請番号85番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、御調町中原の1筆、地目は田、農振農用地区域外、808㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル260枚 発電量49.5Kwが計画されています。
譲受人は、高松市に本店を置く、売電事業を営む法人であり、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。
この申請については、6月7日、八津川委員、宮迫進委員と事務局職員で、現地調査を行い、問題ないものと確認しております。

申請番号 86 番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、向東町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、304 m²の転用計画です。
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他 2 種と考えられます。
転用目的は、一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 65.83 m²、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、申請地を買い受けて、住宅を新築したいというものです。なお、都市計画法に基づく建築許可見込みです。

申請番号 87 番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、向東町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、188 m²の転用計画です。
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他 2 種と考えられます。
転用目的は、一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 67.07 m²、駐車場 2 区画、合併浄化槽が計画されています。
借受人は、父名義の申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。なお、都市計画法に基づく建築許可見込みです。

申請番号 88 番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、向島町の 3 筆の一部、地目は畑及び山林、農振農用地区域外、2,180 m²のうち 102.63 m²の転用事案です。
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他 2 種と考えられます。
転用目的は、進入路で、宅地までの進入路です。
借受人は、隣接地にある空き家を活用し、こどもの遊び広場兼店舗経営を計画しており、申請地を借り受けて、店舗までの進入路として利用したいというものです。
なお、申請地はすでに一部、通路用地としての利用状況にあるため、申請に際しては顛末書が添付されております。
86 番～88 番の申請については、6 月 4 日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、問題ないものと確認しております。

申請番号 89 番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、向島町の 1 筆の、地目は雑種地、農振農用地区域外、757 m²の転用事案です。
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他 2 種と考えられます。
転用目的は、資材置場用地で、資材及び事業用車両置場です。
借受人は、向島町内に事業所を置く、墓石販売業などを営む個人事業主で、事業用の資材や車両置場が不足していることから、申請地を借り受けて、資材や車両置場として利用したいというものです。
本件は、令和 3 年 1 月総会において、地元農業委員より農地利用に疑義があるとの情報提供をいただき、その後、文書の発送や訪問により、所有者及び使用者に状況確認及び申請指導を行い、この度、申請がなされたものでございます。
なお、申請地は令和元年頃から、資材置場などとして使用されており、申請に際しては顛末書が添付されております。
この申請については、6 月 4 日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用についてはやむを得ないものと考えます。

申請番号 90 番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は、向島町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、165 m²の転用計画です。
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他 2 種と考えられます。
転用目的は、駐車場用地で、来客用駐車場 2 区画が計画されています。
借受人は、隣接する宅地において住宅を新築する予定ですが、駐車場が不足することから、父名義の申請地を借り受けて、来客用の駐車場として利用したいというものです。
この申請については、6 月 4 日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、問題ないものと確認しております。

申請番号 91 番・92 番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。
申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島田熊町の全 2 筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計 1,139 m²の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他 2 種と考えられます。
転用目的は、駐車場用地で、駐車場 51 区画が計画されています。
譲受人は、因島中庄町に事業所を置く、病院事業等を営む法人であり、駐車場が不足していることから、申請地を買い受けて、既存駐車場を拡張したいというものです。

申請番号93番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、因島三庄町の1筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、297㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9Kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く、売電事業を営む法人であり、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

91番～93番の申請については、6月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、問題ないものと確認しております。

申請番号94番・95番の申請につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町林の全2筆、地目は畑、農振農用地区域外、185㎡と274㎡の太陽光発電設備、全2カ所の転用計画です。（議案書備考欄に設備番号を付しております。）

設備①・②ともにパネル枚数64枚、発電量9.9kwが計画されています。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

譲受人は、福山市に本店を置く、売電事業を営む法人であり、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、昨年4月に申請がなされ、翌月の5月12日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で、申請人立会のもと現地調査を行いました。

申請地周辺には複数の住宅があることから、周辺住人から太陽光事業に対する同意を要すると判断し、審議保留としておりました。

後日、申請人より、周辺住人からの同意書が提出されたこと、また、再度現地調査を行った際には、既存水路までの排水工事についても、十分に行うよう指導したことから、問題ないものと判断したものです。

申請番号96番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町宮原の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、81㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、駐車場及び庭敷が計画されています。

譲受人は、瀬戸田町内に事務所を置く、塗装業を営む法人であり、隣接宅地と一体利用する申請地を取得して、駐車場や庭敷として利用したいというものです。

この申請については、6月9日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、問題ないものと確認しております。

以上、全ての申請のうち、太陽光発電設備の申請につきましては、申請番号84番を除き、再生可能エネルギー発電事業計画認定済みであることを確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号79番から96番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

議 長	<p>次に、議案第34号「農地法第5条の許可事業計画変更申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第34号、農地法第5条の許可事業計画変更申請について、ご説明いたします。 (議案第34号、2番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号2番、所在は、向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外で、土砂採取用地の一時転用計画の変更事案です。 申請地は、土砂採取場目的により、平成30年11月9日付けで、農地法第5条使用貸借により、農地の全体面積8,170㎡のうち1,516.65㎡の4年間の一時転用許可を得て、土砂採取場として利用しているところですが、掘削区域の計画変更に伴い、転用面積を8,170㎡のうち2,751.55㎡に変更し、掘削区域を拡張したいというものです。 この度、転用面積が変更となることから、農地法第5条の事業計画変更を申請したものです。 なお、採石法に基づく採石採取計画認可見込みです。 この申請については、6月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員が、申請代理人立会いのもと、現地調査を行い、崩壊などの災害防止措置を十分行うよう指導しており、面積変更については問題ないものと確認しております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。 (補足説明、質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号2番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を願います。 (挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。 なお、関係他法令である、採石法による岩石採取計画の認可がおりしだい、許可決定することといたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第35号「非農地証明申請」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第35号、非農地証明申請について、ご説明いたします。 (議案第35号、20番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号20番は、向島町の1筆、現況地目は公衆用道路、面積は、16㎡です。 利用状況は、昭和17年頃に道路拡張のため分筆し、それ以来、市道の一部として利用されている状況です。 農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。 この申請については、6月4日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、公衆用道路と判定されました。</p> <p>以上で、議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p>

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号20番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長 次に、議案第36号「尾道市空き家バンクに付随する農地指定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第36号、尾道市空き家バンクに付随する農地指定について、ご説明いたします。

(議案第36号、1番を議案書をもとに説明)

申請番号1番、申請地は、御調町市宇市等の5筆、現況地目は田、面積は合計1,069.36㎡です。参考に図面をつけておりますので、参考にご覧ください。

御調町の下限面積2,000㎡を充たさないため、空き家バンクに付随する農地として指定登録し、空き家と農地をセットで売却することを希望しています。

空き家の概要は、木造2階建て、敷地面積449㎡、6LDKで、申請農地に隣接した空き家で、この空き家と農地の所有者は同じです。農地については、現在は耕作されておらず、保全管理の状態です。

この申請については、6月7日八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、尾道市空き家バンクに付随する農地の下限面積指定要領第4条各号の適用条件の全てを満たすと考えます。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号1番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり指定することに決しました。

議長 次に、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第37号について、ご説明いたします。

(議案第37号、186番を議案書をもとに説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、いわゆる利用権設定関係について、議案の説明をさせていただきます。

番号186番、土地の所在は、御調町津蟹字持田沖、地目は、現況登記ともに田、面積は2,561㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稻、契約期間は令和3年7月1日から令和12年12月31日です。

なお、この農地について、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項（２）で審議させていただきます。

以上、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号１８６番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産
課職員

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画(案)について、貴会の意見を求めます。

それでは、農用地利用配分計画の資料をご覧ください。

（議案書資料をもとに説明）

今回は１件１筆の農用地利用配分計画（案）について意見を求めます。

本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

番号１番、御調町津蟹字持田沖の１筆、合計２，５６１㎡についてです。

農地中間管理機構から転貸後は、法人の水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和１２年１２月３１日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農地利用配分計画（案）については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

議長

次に、審議事項（３）「尾道市農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、審議事項（３）尾道市農地利用最適化推進委員の選任について、ご説明いたします。

本件は、令和３年３月３１日付けで、第２地区の推進委員１人が辞任したことに伴う、欠員補充についての選任となります。

まず候補者の選定の経過について説明します。

募集期間は５月６日から５月３１日までの約１か月間で、第２地区の募集人数１名に対して２名の申し込みがありました。

募集人数を超える申し込みがあったため、６月１１日に尾道市農地利用最適化推進委員選定委員会による面接を実施し、その後の選定委員会の審議にて候補者１名の選定が行われています。

選定委員会から農業委員会に、選定の報告があったところです。

選定された候補者は、行廣文徳さんで、住所は木ノ庄町木梨〇〇〇〇番地で、年齢は６９歳です。

任期は、辞任された前任者の任期を引き継ぎますので、令和５年７月１９日までとなります。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

それでは、原案のと通りの候補者を、第２地区の推進委員として選任することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、原案のと通りの候補者を、第２地区の推進委員として選任することに、決しました。

なお、委嘱については、来月の７月定例総会の前段で辞令交付式を行う予定です。

議長

次に、報告事項に入ります。

報告第３１号から第３５号までを一括して審査を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議長

次に、その他に入ります。

まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

各委員

（活動状況報告：省略）

議長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

（その他・連絡事項について説明）

議長

ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

（質疑応答）

議長

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。

副会長

閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。
本日はご苦勞様でした。